

果実販売動向

販売課 米澤 松太



10月の果実動向は、秋冬果実全般に流通量の少ない中、下げ基調での状況となりました。特に競合果実の極早生みかんについては、天候不順による少なさに加えて、低糖低酸傾向で食味不良果が多く、在庫を抱えながら厳しい販売となりました。柿については、着色遅れにより出遅れ傾向にありましたが、各産地が出揃い潤沢な入荷となり、ぶどうとともに売り場構成のメインとなっておりますが、大きく価格を下げての販売となっております。厳しい販売となっております。

定した相場となりました。

りんごについては、長野県産シナノスイートが着色遅れで出遅れ傾向にある中、一部地域で台風被害もありましたが県全体では順調な入荷となっており、食味がいまひとつとなったことから下げ基調の推移となりました。本県産については、サンつがるの残量の少なさからスムーズに早生ふじ等の中生種へ移行されており、食味も良好なことから企画物については安

その反面、黄色系のトキについては輸出動向が絡むなか、単価高による流通在庫も多いことから荷動きは鈍く、下げ基調での展開となりました。一方、これまで落ちていた産地市場では、冷蔵向けのジョナゴールドから高騰し始め、晩生種へと堅調価格で推移しています。

輸出状況については、当JAでは、台湾向けを中心に、タイ、香港、フィリピン、マレーシア、ベトナム、シンガポール等向けがピークとなっており、トキ・早生ふじが終了し、ナノスイート、名月、世界一、むつ、もりのかがやき、王林、サンふじ、ふじへと新選果機システムを有効活用し、順調に販売されていきます。

今後、競合果実が減少傾向にあるなか、春節向け輸出に加え、国内贈答需要も最盛期を迎えることにより、上位等級品への傾注が予想されることから、下位等級品を

中心とした企画販売を取り組むことにより一極化現象を回避し、相場の安定を図ります。

別表

品 種	サンつがる	早生ふじ	ト キ	きおう	サンジョナ	その他	合 計
単 価 (円)	2,560	2,929	2,537	2,685	3,085	2,784	2,685
前 年 比 (%)	93	95	86	95	88	98	94
数量 (箱/10kg)	938,525	532,393	158,684	149,797	136	114,073	1,893,608
前 年 比 (%)	102	110	106	114	227	118	107

全農あおもりデータ・10/31

J A相馬村 職員募集

- 応募資格 高卒以上、または令和2年3月卒業見込み者。
- 募集人数 若干名(男女不問)
- 職 種 JA業務全般
- 採用条件 ①採用試験に合格した者として。
②採用後は臨時職員(アルバイト)とし、のちに正職員採用制度により正職員として就業できます。
③採用は令和2年4月1日の予定です。
- 応募書類 受験願書はJA相馬村本所 総務課にあります。
- 応募締切日 令和元年12月30日(月)
- 試験日等 後日、応募者に直接お知らせいたします。
- 試験内容 一般常識・作文・面接



直売所「林檎の森」

直売所 千葉翔平



いつも直売所「林檎の森」をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在特設テントでは、赤カブ・高菜・白菜・南瓜・キク芋を販売しています。赤カブは嶽地区で収穫されたもので、約5kg入り500〜700円で販売しています。その日の入荷量にも異なりますが、完売するほど人気です。コリコリとした食感があり、浅漬け、スライスやくし切りにしてサラダにするなど、様々な用途に適しております。また、白菜は大きくて安いものが多く並んでおります。価格は会員により異なりますが、100〜300円ほどで販売しており、大変お買い求めやすくなっております。是非この機会にお買い得な野菜をお買い求め下さい。

りんごは、中生種から晩生種に徐々に切り替わり、売りの場には、ふじ・王林・シナノゴールド・名月・星の金貨など様々なりんごが多く並んでおります。お客様には、

「相馬のりんごは甘くておいしいから買いにきた」などの声が寄せられ、生産者の皆様には良品種のリんごを出荷して頂き感謝を申し上げます。また、林檎の森でご購入いただいたりんごを箱詰めし発送することも出来ますので、遠慮なくスタッフにお申し付け下さい。是非旬を迎えた晩生種のリんごをご賞味してみたいかがですか。

そして会員の皆様にお願いとお知らせがあります。11月5日から営業時間の変更となります。朝8時30分から夕方5時までの営業となります。なお、会員搬入時間は8時15分からはなりますのでお間違いないようお願いいたします。



たくさん店頭にも並ぶ嶽産の赤カブ

不動産取得税の徴収猶予制度について

(農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度)

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間において納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予も申請を行う事で不動産取得税の納付が猶予されます。

- 申請には戸籍謄本、農地法第3条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明者」などの書類が必要です。
- 農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。
- 贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。

詳しくは、中南地域県民局県税部まで問い合わせください。



【問合せ先】 中南地域県民局県税部課税第二課

電話 32-1131 (内線 227)